

「二様の死者」のはざままで

—岡正治における追悼と慰霊—

西村 明

はじめに

加藤典洋は日本の敗戦から五〇年目に当たる一九九五年に、「敗戦後論」を書いた「加藤 一九九五」一九九七」。その中で、戦後の日本社会における保守と革新、改憲と護憲、現実主義と理想主義などの二項対立構造を、異なる二つの人格間の対立ではなく、日本社会という一つの人格が二つに分裂したものであると述べ、双方の主張の持つ無自覚な相補性と、日本社会全体の有する「分裂」「ねじれ」に対する双方の感覚の欠如を指摘した。さらに、加藤は戦死者への態度の問題に触れ、護憲派・平和主義者が、死んだ肉親や、原爆などの

戦災死者、二千万のアジアの死者を「無辜の死者」とし、哀悼の対象として対外的に示すのに対し、靖国神社法案推進者の側は、戦没者を「清い」存在として弔おうという内向きの自己を演じているとする。そのような認識を踏まえた上で、「三百万の自国の死者への哀悼をつうじて二千万の死者への謝罪へといたる道が編み出されなければ、わたし達にこの「ねじれ」から回復する方途はない」と主張している「加藤 一九九七・八六」。

その後、この加藤の主張はさまざま論争を生んだ。

本稿はそれらの論争を直接にとり上げるものではないが、その代わりに、そのような戦争における「二様の死者」（加藤）への態度として、思想や言説のレベルだけではなく、具体的な実践のレベルでどのような関わり方があったのか、あるいはこれからありうるのかについて、ひとりの人物の言動を通して理解を深めたい。

日本ルーテル福音教会の牧師で、長崎市議会議員であった岡正治（一九一八・一九九四）は、一方で長崎朝鮮人原爆犠牲者追悼碑の建設運動を主導し、他方で長崎忠魂碑訴訟の原告として、行政と戦死者慰霊との関わりを厳しく追及しながら亡くなっていった。このような彼の生と死は、そのまま近代日本にかかわるさまざま戦争死者と生者の関係性を照射する、ひとつの鏡として見ることができよう。

一 岡正治の回心と贖罪

まず、彼の自伝をもとに岡正治の前半生を見ておくことにしたい。そこには、岡がキリスト教へ接近することによって、戦争へと向かう帝国主義的な天皇制のもとで日本人としての生きるということが、アジアの他者との関わりにおいて、「罪」として自覚されていくプロセスが表れている。また、この前半生に形成された彼

の「自己」を取り巻く世界の認識は、彼の戦後の長崎における活動に大きな影響を与えているといえる。

岡正治は一九一八（大正七）年十一月一日、大阪で小さな町工場を営む家庭に生まれた。岡の父親は「平和な市民生活を愛する一人の労働者」であつたが、正治少年に対し「お前は第一次世界大戦が終わつた年に生まれた宿命の子だ。……戦後はげしい勢いで流れこんできたデモクラシー運動と、その波に乗って急激に展開して行つた社会運動の中で、お前は成長したのだから、自分ではつきりものがない人間になれ」と語つていたという〔岡 一九七五・三二〕。兄はYMCAに通つて聖書の英訳を読むような読書好きの文学少年であつたが、工業学校生のところに特高警察に逮捕されたり、陸軍入営後、偏向思想の持ち主として上官から虐待されて、内臓を傷めて亡くなつてゐる。この兄の死に対して岡は、「帝国主義的な国家権力が、物理的な力で兄を殺したのだという、おさえがたい怒りを感じた。天皇をはじめとする、全ての戦争仕掛け人に対して、わたしは、兄の死の責任をとれ、と要求する。それは取り返しのつかない罪であり、罪は一つも余さず償われなければならないからだ。」と述べている〔岡 同：五二〕。

この表現に端的にあらわれているように、権力者の戦争の「罪」に対する「怒り」と、そこから「償い」＝「責任の引き受け」を求める姿勢は、その後の岡の人生の通奏低音として流れており、それが、すでにこの少年期に形成されていたことが理解できる。

しかし、その後敗戦までの岡は、一方で海軍の階級社会における立身出世への強い志向性と、他方で病氣による挫折とそれを契機としたキリスト教信仰への志向性という二つの極のあいだではげしい往還運動を繰り返すことになる。自らが身をもつて「天皇制を生きる」ことによつて、その生のあり方とキリスト者としての生

との齟齬が、彼を戦争遂行の責任に対する自己反省へとつながらせていたのであろう。

岡は一九三三年一五歳のとき、家庭の経済的負担の軽減のため商業学校を中退し、海軍少年電信兵となった。二年後に肋膜炎を患い入退院を繰り返したが、この時、岡は自分の死に直面し、海軍少佐への出世の情熱は冷めて、自分の無力さと虚無感に近い無常観を覚えたという。この消極的な回心の体験を受けて、退院後の一九三八年十二月、二〇歳の岡は日本福音ルーテル門司教会で受洗した。しかし、彼の出世への欲望は完全には消え去ったわけではなく、志願兵の任期が切れる一九三九年の十一月、再役願書を提出して下士官となった。岡はのちにこれをふり返って、「自分でも熱心な愛国主義者ではないとしても、再役志願することによって、アジア侵略軍隊としての日本帝国海軍の一員に自ら進んで身を投じたことは、当然意識的に「加害者」の側に立つことになる」というふうな反省をしている〔岡 同…一一〇〕。一九四五年の准士官進級の際には、それを拒否しているのだが、その間に岡は自責と悔恨の体験、つまり第二の回心を体験することになる。受洗の際の回心に関して、岡は「今後は神にすべてをお任せしよう」と、かたく決意をしたといえないことはないが、現人神天皇の神格を認めつつ、キリストの主権のもとに立つという矛盾を、信仰的、神学的にはつきり自覚せず、また社会の罪を認めて自分の罪を認めなかった当時のわたしの回心には、きびしい深刻さがなかった」と反省している〔岡 同…一三八〕。一九四二年六月五日のミッドウェー海戦の際には、日本海軍の壊滅を確信し、「神聖天皇と無敵海軍という權威のかくれみのを着ていた「自我」という支柱が喪失するとともに、いよいよたしかに自分の深い罪を知らされ、再び強くキリストに追いやられ、キリストに魂をとらえられた」と述べている〔岡 同…一四三〕。しかし、一九四三年八月には、海軍兵学校の教員の辞令を受け、広島県江田島の兵

学校で、御真影拝礼・神社参拝の拒否こそしたものの、依然軍人勅諭の謄本に敬礼して教育を行っていた。

ところが、一九四五年八月六日に広島に原爆が投下された際、岡は兵学校から宇品港までの救援物資の輸送を手伝い、その衝撃から戦争継続を黙視できなくなる。そこで、天皇への戦争終結の直訴について教員室で演説をし、生徒達にも訴えた。それによって呉海軍通信隊焼山分遣隊へと「追放」となり、そこで敗戦を迎える。彼は「非国民というレッテルと、軍法会議と銃殺を覚悟して、それを行動の上で戦ったのは、長い十一年二カ月の海軍生活中、わずかに六日間に過ぎなかったのかという、胸をえぐられるようなざんげの思いで、わたしはその日終日なき続けた。……天皇制国家の統帥として君臨し、真の神を神とせず、みずからを神格化していた天皇が、神に対して起こした反逆の戦い、世界の歴史に逆行する無謀な戦い、大東亜共栄圏の確立というゴマカシによるアジア侵略の戦いは、ここに敗戦という当然の帰結をもって終わった」と敗戦の経験と十五年戦争の総括をキリスト教的文脈のうちで理解している〔岡 同…一四六・一四七〕。

そして彼は、神の召命を自覚し、牧師の道を選ぶ決意をする。戦後、岡は働きながら定時制高校を卒業し、一九五一年に三二歳にして日本ルーテル神学校に入学した。しかし、病気がちの妻と二人の幼子を抱えた神学校生活は、当初から平坦な道ではなかった。入学直後に妻は肺結核を発病し、入退院を繰り返す中で一九五三年の二月に亡くなっている。

五年間の神学校生活の後、三八歳のときに一九五六年五月に日本福音ルーテル長崎教会の伝道師として二児とともに長崎に赴任することになった。

一一 朝鮮人原爆死者の追悼

(一) 岡正治にとつての在日朝鮮人問題

長崎での岡の伝道生活の方向性は、彼の言葉を借りれば「社会活動、反戦と平和運動を支点として、教会の存在理由を自らに問ひかけながら、そこから新しい教会を形成し、新しい伝道の分野と姿勢を開く」というものであった〔岡 同…一六二〕。彼は戦後民主主義が「結果的には日本帝国主義のアジア再侵略体制の補完的イデオロギーであった」との認識から、市民の立場に立つて社会問題に積極的にコミットし、街頭へと出ていった。赴任の年に「長崎キリスト者社会問題研究会」を結成し事務局長となり、その後も六〇年安保反対闘争や原水禁運動、「紀元節復活反対集会」などにかかわっている〔岡まささはる追悼集刊行委員会編 一九九五・四三六〕。

そして、長崎赴任当初から岡がもつとも積極的に取り組んでいた活動のひとつが、在日朝鮮人・韓国人の処遇や人権をめぐる問題であった。彼が長崎ルーテル教会の伝道師から牧師となった一九五八年には、諫早聖山教会の牧師ピーター・ラスムッセンとともに、大村収容所の伝道を開始している〔岡まささはる追悼集刊行委員会編 同…四三六〕。一九五〇年の朝鮮戦争の勃発によって、朝鮮半島から多くの人々が日本に密入国し、在日の親類などを頼ってきたが、日本政府は外国人登録法や出入国管理令をもとに、これらの人々を強制送還する方針であった。彼ら密入国者の多くが北朝鮮側へ送られることを希望していたにもかかわらず、日本政府は、韓国側へ送ろうとし、韓国政府も受け入れを拒否したため、行き場がない密入国者の多くが大村収容所などの

入国者收容所に抑留されたのであった〔法政大学大原社会問題研究所編 一九五五・七二八〕。

岡はまた、一九六五年六月には、「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」の結成にも加わり、事務局を担当している。この組織の活動は、同年の日韓基本条約の締結を受け、在日の北朝鮮国籍の朝鮮人の人権侵害を憂慮し、その人権擁護運動として取り組まれたものである〔岡まさはる追悼集刊行委員会 同・四三七〕。

このような朝鮮人・韓国人の処遇をめぐる岡の積極的な姿勢には、どのような背景があるのであろうか。これについては、岡自身が一九九二年九月二四日に、韓国友和会 (YHO) の招待でソウルでおこなった講演「在日韓国人の原爆被害の実情と韓日関係の反省」のなかで、回顧的に述べている〔岡まさはる追悼集刊行委員会編 同・二六・三二〕。岡の小学生の頃、同級生の四分の一は韓国人〔講演では「韓国人」という表現で統一している―筆者注〕で、彼らと仲良くしていたが、満州事変が起こった一九三一年に中学に進学したころから、周囲で韓国人への迫害、差別、虐待、酷使、奴隷扱いがエスカレートするのを見てきた。そして敗戦のときに日本人は天皇を神としてアジアの人々に非常に迷惑をかけたが、それは本当の神を知らないからであり、牧師になって本当の神を教え、韓国人が奴隷扱いされていたことに「償い」「贖い」をしなくてはいけない、と感じたという。そして、韓国人のために「本当に体を張って戦わなければならない」ということを固く決意した「ことのひとつには、次のような事情があったからだという。

この五十二年の四月二十八日に、サンフランシスコ平和条約によって日本は独立を回復した。日本政府はあの時真つ先に何をやったかと言いますと、法律一二六号で、「今から在日している韓国人は日本国籍

はもうありませんよと。もう今日からは、在日韓国人ですよと。あなたたちはもう日本人ではありませんよ」と。これを作つてですね、そして、「永住権を希望するなら差し上げましょう」、これが一二六号でしょう。問題はですね、そういうように韓国人を排除しておいてですよ、国籍を剝奪してですよ、その次に何をやったか。法律一二七号というのは、「日本人の戦傷病者、その遺族に対する補償金」ですよ。「補償を上げます」という法律が一二七号ですよ。そこに何とかいてあるか。「日本国民に限る」と書いてあるんですよ。そして、「国家補償の立場から」と書いてあるんです。……そのときです。……私は残る生涯はこの在日の韓国人であろうと、国に帰った韓国人であろうと、この人たちの生命と生活と人権を守るためにこれから戦うのだという決意をしたのがこの五十三年（ママ）です。

〔岡まさはる追悼集刊行委員会編 同：三〇・三二〕

日本が主権を回復した一九五二年四月二八日に、「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律」（昭和二十七年法律第一二六号）が公布・施行され、これによって前年に出された出入国管理令に、法律としての効力が与えられた。上の引用では、岡はこの法律によって日本に在留する韓国・朝鮮人の日本国籍の剝奪と、永住権の付与が行われたと述べているが、正確に言えば、彼／彼女らが日本国籍からの離脱を命じられたのは同法律の直前に出された法務府民事局長通達（一九五二年四月一九日民事甲四三八）によってであり、法律一二六号で与えられたのは永住権ではなく、暫定的な在留資格であった（永住権付与は日韓基本条約後の一九六六年）。しかし、ここでは岡のこのような「誤認」こそが重要であ

る。なぜなら、岡は在日韓国・朝鮮人の法的地位を定めた第二二六号と、二日後の四月三〇日に出された「戦傷病者戦没者遺族等援護法」(昭和二七年法律第一二七号)とを関連づけて理解しているからである。後者は、軍人恩給の復活が翌五三年に見送られ、社会保障の枠で戦傷病者と戦没者の遺族に年金を支給するという性格のものであった[田中他 一九九五・九〇]。岡は、この「日本人」軍人の処遇との対比のうちで在日韓国・朝鮮人の国内での地位の問題をとらえていたことがうかがえる。実はこのような構図は、後で見ると彼の問題枠組みの基本となっているのであった。

(二) 長崎の朝鮮人遺骨をめぐる動向

これまで見てきたように、岡の長崎における活動のなかでも、在日朝鮮人・韓国人問題は最も重要な課題であったのであるが、本稿における関心からとくに注目したいのが、朝鮮人原爆死者の遺骨の保管と追悼碑建設をめぐる取組みである。それには以下のようないきさつがあった。

一九六七年五月に、岡は長崎市大浦元町の誠孝院住職松尾弁尚からの書状によって、同寺の地下納骨堂に朝鮮人の原爆死者一五三名の遺骨が政府から預けられたままになっていることを知る。同寺では、納骨堂の狭隘化により朝鮮人遺骨の移動も考えたが、法務府との誓約書でそれが禁じられていたため対応に困っていたという。そもそも同寺にこの遺骨が預けられたのは、朝鮮半島が南北に分断された一九四八年の翌年、「朝鮮人連盟」が「団体等規制令」によって解散指定団体となり、市内の同連盟事務所が接収された際に、そこにあった朝鮮人原爆死者の遺骨も同時に接収されたのであった。政府の指令に基づき接収の執行に当たった長崎県地方

課は、「引取り人があらわれるまで」という条件で、いったん市内今籠町の大音寺に預けた。しかし、一九五二年になって保管場所の問題から大音寺は返還を申し出、県地方課は誠孝院に保管を依頼した〔岡 一九八一（一九七九）…二二三・二二五〕〔岡 一九八九・二五八・二六三〕。

誠孝院の地下納骨堂に安置された朝鮮人遺骨を見た岡は、「これらの遺骨が、近い日、朝鮮が平和のうちに統一されて、祖国朝鮮に送りとどけられる日まで、日本人の手で暖かく（ママ）保管申し上げるべきであろうと考える。そのために、原爆落下中心地の長崎原爆公園内に、朝鮮人原爆爆死殉難碑兼納骨堂を建立したい」と旨を同寺に伝えた。そして、翌一九六八年になって法務省や県と交渉して遺骨名簿を入手した上で、長崎在日朝鮮人の人権を守る会をはじめ諸団体や有志を組織して、「原爆爆死朝鮮人殉難碑兼納骨堂建設委員会」を立ち上げた。委員会では二〇〇万円を目標に募金を集め、市長に用地確保の協力を要請した。そして、大韓民国居留民団（韓国民団）と朝鮮民主主義人民共和国総聯合会（朝鮮総聯）双方と連絡をとって精神的な協力を要請することにしたが、韓国民団からは「そもそも遺骨の所有権は居留民団長崎市支部にあって、朝鮮総聯や、それと親しい者は一切手を引け」ときびしい応対を受けた〔岡 一九八一（一九七九）…二二七〕

その直後、韓国民団の人々が正式な手続きを踏まないまま、トラックで誠孝院から遺骨を移動させた。結局、それらの遺骨は、韓国民団長崎支部によって韓国全羅南道木浦市に送られ、そこに建設された慰霊塔に埋葬された。朝鮮半島の統一の日までそれらの遺骨を保管するのが日本人の責務だと考えていた岡にとっては、「私たちの手の届かないところにとび去ってしまった」という思いであったが〔岡 同・二八〕、同時に、日本政府が保管責任を根本的に放棄しているという現状を考慮すれば、「どのような手段をとっても自分たちの手で

保管したいと、彼らが考えたことは—きわめて短絡的行動ではあったが、理解できないことでもない」と述べている〔岡 一九八九・二六二〕。

その後、一九七九年になって、建設委員会がその時点で募金していた三万円を基金として、原爆朝鮮人犠牲者の追悼碑を建設しようという意見が盛り上がり、同年八月九日には、原爆中心地公園の「祈る少女の像」の横に建立された「長崎原爆朝鮮人犠牲者追悼碑」の建立式がおこなわれた。

(三) 罪責性の自覚

その式辞において岡は、この追悼碑建立の目的に関して「原爆で殺された名もない朝鮮人のために、名もない日本人が贖罪する」ということを強調している。そこには、「かつての日本帝国主義のアジア侵略戦争の担い手であったという『自己の戦争責任』」に対する、深い自覚がともなわれるべきだという〔岡 一九八一(二九七九)〕。

岡は、誠孝院の住職から朝鮮人遺骨の存在を知らせる書状を読んだ際に、日本人の精神の盲点に気づいたと記している。岡は、書状を読んだ前月の一九六七年四月に、厚生省が戦死者の遺族からの強い要望に応じて南島での戦死者の遺骨収集事業を開始することを報じた新聞記事を読んでおり、そこから次のような考えにいたっている。

まがりなりにも今日の日本の繁栄と平和—果たして本ものかどうかは疑わしい—が、彼ら戦死者の犠牲

の上に築き上げられていることを思えば、日本政府は、「遺族からの要望」を待つまでもなく、自発的に収集事業を遂行する義務があるはずだ。それこそ、当然政府の果たすべき戦争責任であろう。

しかし―実はここに問題があるのだが―それが戦後の日本政府に課せられた責務であるなら、強制的に日本に連行し、はげしい労働に従事させ、遂には原爆による爆死にまで至らしめた朝鮮人の遺骨保管を、一寺院の好意にのみ委ねるべきではない。もしも朝鮮統一の日までその実現がむずかしければ、その日まで日本政府の責任において立派な納骨堂をつくり、そこに安置することが、戦争責任を果たすことではないのか。

この当然の義務と責任の遂行を怠っていると、日本政府の、否すべての国民のものの考えの中に、
おおい隠すことのできない形で欠落した部分があるのだ。

〔岡 同…二三〕

ここに表われているのは、すでに（一）でも確認した岡の問題認識の枠組みである。すなわち、在日韓国人・朝鮮人問題の処遇をめぐる問題へとコミットする際の背景にあった、日本人戦死者の扱いとの「差異」である。とくにこの引用部分で問題となっているのは、戦地に眠る日本人軍人の遺骨と、植民地化され動員や連行によって長崎にきて被爆した朝鮮人の遺骨との関係である。どちらにしても、近代日本の帝国主義的拡張政策がもたらし、そして戦後日本によって二〇年以上も捨て置かれたままであった、「もの言わぬ陰の存在たち」であった。ただし、一方には「銃後」の存在であった遺族らによって光が当てられ、戦後社会の「繁栄や平和をもたらした存在」として配慮が施されようとしていたのに対し、他方は、一柱を除いては引き取り手が現わ

れないような、親しい者との縁が完全に絶たれた存在の深い闇であったといえる。そのことが、岡にとっては大きな「差異」として感知されたのであろう。

そして実際に、誠孝院の地下納骨堂で朝鮮人遺骨と「対面」した状況について、岡は次のように記述している。

やがて住職未亡人に案内されて、ひんやりとした地下の納骨堂に下り立った私が、そこに見たものは、うず高く積み上げられた問題の朝鮮人遺骨であった。鬼気せまる、異様な空気に包まれた、その地下室の中で、私は何百、何千という泣き声、うめき声を聞いたような気がした。その瞬間いいいような痛みが私の胸をしめつけ、思わず熱い涙が吹き出したのを、今も、はっきりと思い出す。

死者は果たしてどのような感情もないのだろうか。しかしこの限りなく沈黙する朝鮮人被爆者に、私は一体どのような責任がとれるのか。とにかく、歴史的責任において、未来に向かって彼らの死とのかかわりを引き受けよう。彼らの過酷な死を償うすべは何か。彼らの死を私の生につなぐことは不可能だろうか。これら朝鮮人被爆者の明日を、私たちはなうべきではないのか。

〔岡 同二二五〕

この納骨堂での岡の体験は何であったのだろうか？ 彼は「鬼気せまる」空気を感じ、「泣き声」「うめき声」を感じている。それは「痛み」という身体的感覚をもたらし、「熱い涙」という生理的反応をもたらしている。そして、「未来に向かって彼らの死とのかかわりを引き受け」、「彼らの死を私の生につなぐこと」を模索して

いる。岡にとって、この遺骨たちは直接の知己ではないまったくの三人称の死者ではあるが、この死者たちを取り巻く「差異」を感じし、共鳴することで未来へ向けた行為の遂行がうながされているのである。

岡にとりこれらの死者は過ぎ去った存在ではなく、未決の問題を抱えたままいつまでもそこにとどまっており、彼／彼女らは、この世で行動しうる生きた身体をもつ岡に対して、その問題の解決へ向けた連帯・連携を求めているのだろう。このような死者とのコミュニケーションは、岡の場合、死者の「声」に「敏感に反応し responsive」、「責任を引き受ける take responsibility」というユダヤ・キリスト教的様態で遂行されているといえよう。「責任」という概念に対応する西洋語の responsibility, responsible, Verantwortlichkeit には、「返答・反応 response しうること」という意味が含まれており、「応答可能性」と訳される場合がある。それは、ユダヤ・キリスト教的文脈において、人間の犯した過ちについて神へ返答することといった倫理的響きをもつ。上の引用で岡は、日本国家や日本人のもつ責任を「引き受ける」に際して「償う」という概念を用いるが、しかしこれは、神との関係で表れる「贖い」ではなく、これら朝鮮人原爆死者、あるいは日本の帝国主義体制下の朝鮮人との二者関係において問われるような、神の介在しない世俗的な「責任」であるといえよう。むしろ、ここでの「責任」の理解で重要なことは、「感じる」という様態に、「責任」の自覚へといたる原倫理性が認められるということである。

そして岡の場合、そういった原倫理的な感性は、共同性を担保としない隣人⇨他者との間で、むしろ日本人という共同体のもつ不正義の責任⇨負債を「引き受ける」契機として作用したといえるだろう。そのような意味では、朝鮮人原爆死者の遺骨を前にした岡の共感（共鳴）は、個人化された責任ではなく、日本の共同性

に基づく責任であると同時に、共同体を越えた公共的場において果たされるべきものであったという特徴を持つていたのである。

二 長崎忠魂碑訴訟

岡正治の思想や実践は、一方では、近代日本の帝国主義＝天皇制とキリスト教という大きな二つのイデオロギイ的・宗教的言説による二項対立的なフレームワークに基づいて構成されている。したがって、彼の思想・行動は反天皇制・反帝国主義、あるいは反ヤスクニという対抗言説によって形作られているといった、平板で「図式的な」理解もたしかにできる。しかし他方で、戦中に自らも天皇制を生きた者として、そのようなフレームワークには必ずしも収まりきれない部分もあわせ持っているようである。いい換えれば、これから本節でみていく長崎忠魂碑訴訟で彼が争点にしているものの中には、憲法の政教分離原則に基づいて行政の宗教活動への関与を認めないというかたちで、法的レベルでの解決策をさぐることで明らかにされる問題点と、むしろそれによって隠されてしまうようなもうひとつの問題点があるように思われるのである。以下では、その長崎忠魂碑訴訟について見ていくことにしよう。

岡は、「長崎原爆朝鮮人犠牲者追悼碑」を建立した三年後の一九八二年八月三日、長崎市行政の戦死者慰霊碑等への関わりを問題とする訴訟を起こした。より正確にいえば、「忠魂碑等維持管理補助金返還請求事件」を、長崎地方裁判所に提起したのだが、一般には「長崎忠魂碑違憲訴訟」、あるいは単に「長崎忠魂碑訴訟」と呼ばれている。岡が原告として問題としたのは、具体的には次のことである。長崎市は、「長崎市戦没者慰

霊碑等維持管理費補助金交付要綱」(以下、「補助金交付要綱」)および「長崎市戦没者慰霊碑等維持管理費補助金交付基準」(以下、「補助金交付基準」)を定めた上で、一四か所一六基の戦没者慰霊碑等の維持管理者である遺族会等に対し、一九七八(昭和五三)年度から毎年、戦没者慰霊碑等の維持管理等に要する経費の補助金として一碑当たり金四万円を交付していた。この行為に対し、岡が主張した法的問題点は次の三つである。すなわち、(1)これらの慰霊碑等を維持管理する遺族会等は憲法八九条前段の「宗教上の組織若しくは団体」、二〇条一項後段の「宗教団体」にあたり、遺族会等に対する補助金支出はそれぞれの項に違反する。(2)これらの慰霊碑等は宗教施設であり、碑前での慰霊祭は特定の宗教による宗教儀礼であるから、補助金支出によって、市自身が「英霊信仰の宗教教育ないし宗教的活動」を実施していることになり憲法二〇条三項に違反する。(3)本件補助金の支出には公益上の必要性は認められないため、地方自治法三三二条の二に違反する。『判例時報』一三四〇号 一九九〇(以下一審判決文等は同書より引用)。したがって、ここから争点となってくるのは慰霊碑等や遺族会等の宗教性と、補助金支出の公益性であるということになる。

そして岡はこれを、公金の支出による長崎市の損害ととらえ、長崎市長個人に対する損害賠償請求住民訴訟というかたちで提起したのであった。

一九九〇年二月二〇日に、第一審の判決が出された。補助金の支出は、憲法八九条前段及び二〇条一項後段に違反せず、また、一四か所の碑のうちの一三か所の碑に関する支出については、憲法二〇条三項にも違反しないが、佐古梅ヶ崎招魂社跡地の軍人軍属合葬の碑・振遠隊戦士遺髪碑に関する支出については、同項に違反し違法であるとして、長崎地裁は被告市長に対して金四万円の損害賠償を命じた。

同訴訟は原告・被告の双方によって福岡高等裁判所に控訴されて引き続き審議され、一九九二年十二月一日に出された第二審の判決では、一審判決で違憲違法とされた佐古梅ヶ崎招魂社跡地の軍人軍属合葬の碑・振遠隊戦士遺髪碑も含めて、違憲違法には当たらないとして、原告の本訴請求を棄却した。その後、最高裁に上告されたものの、一九九四年七月の原告岡の死をもって裁判は終了となった。

この長崎忠魂碑訴訟に関してはこれまで、法学的見地からの言及がいくつかなされている〔野坂 一九九〇〕〔土屋 一九九一〕〔平野 一九九二〕。それらは、津地鎮祭訴訟や箕面忠魂碑訴訟などと同様、憲法における政教分離原則が争点になったものとして、忠魂碑や維持管理団体の宗教性、それらと行政の関わり合いの度合に焦点を当てている。また、宗教学的な見地からも忠魂碑訴訟に関する論文もある〔阿部 一九八九〕他。

しかし本稿では、この訴訟を、岡正治の長崎での戦争死者への関わりについてアプローチする視点からとらえなおしてみたい。

(一) 訴訟に臨む岡の姿勢

岡は、一九八二年に忠魂碑訴訟を起こす以前の段階から、すでにさまざまなかたちで、政教分離問題にかかわる活動をおこなっていた。それらを大まかに整理すれば、ひとつには、一九六〇年代に日本遺族会や自民党においてにわかには盛り上がっていた靖国神社国家護持をめざす法案作成の動向に対する、靖国神社法案反対運動である。岡は長崎を拠点として、一九六七（昭和四二）年からの数年間これに積極的にコミットし、「靖国神社法案研究集会」、「長崎ヤスクニ問題キリスト者連絡協議会」などをはじめとして、当時の全国的な動きと

連動したかたちでこの問題にとり組んでいた。

その後七〇年安保反対運動を経て、靖国神社そのものの問題ではなく、もうひとつの政教分離問題への取り組みを開始する。すなわち、一九七一年に長崎市議会議員になると、舞台を市議会に移して、長崎市政当局の宗教的活動・組織・施設等への関与を追及する活動に乗り出したのである。

たとえば、一九七二年には、長崎市主催の「消防殉職者慰霊祭」を宗教行事であると抗議し、中止させ、同年、諏訪神社のくんち祭礼における奉納踊りの維持のための組織であった「おくんち振興会」に毎年莫大な補助金が支出されていることに対し、「宗教行事や宗教団体に対する市の公金支出禁止を求める請願書」を長崎靖国法案阻止共闘会議の名において提出している〔岡 一九八三…二九〕。

このほかにも、長崎市殉国慰霊奉賛会による戦死者の慰霊祭や、長崎原爆殉難者慰霊奉賛会による原爆犠牲者慰霊祭への補助金の支出に対し、「この儀式に対して公金を支出するならば、神道用語による「慰霊」祭とせず、追悼式として無宗教形式にするべきである」との主張をおこなってきたのである〔岡 同…三六〕。このような前史を踏まえ、第三の政教分離問題への取り組みとしてとらえられるのが長崎忠魂碑訴訟である。ここでは、これまで街頭集会から市議会へと移された舞台が、さらに法廷へと移ってゆく。

次節では、その法廷で展開された、岡の戦死者や原爆死者への態度を検討することにしたのだが、その準備として、これらの市議会で展開された岡の政教分離をめぐる争点を整理しておきたい。

市議会におけるこれら個々の事例において岡が争点としていたものは、憲法を共通の基盤とした三つのレベルにおける相関的な問題であるといえる。すなわち、①政教分離、②宗教の自由・信仰強制からの自由、③

「慰霊」概念の宗教性というふうに整理できる。これらは、彼がそれ以前から問題としていた靖国神社法案とも共通する論点であった。

①のレベルでは、長崎市という行政当局が、宗教教育や宗教儀礼などの宗教的活動、宗教組織あるいは宗教団体、宗教施設といった特定の「宗教」に対して、補助金等の交付といったかたちで関与することを、憲法に抵触するものとして問題としている。上述の例でいえば、おくんち振興会への補助金や殉国慰霊奉賛会への補助金の交付といったものである。

次に②のレベルの問題は、①のレベルから派生するものである。すなわち、行政の特定宗教への関与によって、市民は等しなみにその宗教の信仰を強要されることになり、個々人の（無宗教を含む）信仰の自由が侵害されてしまうということを問題としている。そこには、憲法の規定に基づいて保障されるべき、人権を擁護する目的がある。たとえば、先に引いた「信仰や宗教は強制されない、国の宗教、市の宗教、町の宗教はあり得ない」といった岡の言葉は、政教分離の原則が破られることで、個々人の信仰の自由が抑制されることの危惧を端的に表している。岡はまた、（これは次の③とも関わる論点だが、）市の慰霊祭という公的officialな場において、神社神道の修祓や仏教の読経などがおこなわれることは、対象とする死者のそれぞれの信仰の自由をも無視しているとする⁽²⁾。

③のレベルで岡は、①における行政が関与しているとされる活動や組織や施設のもつ宗教性を、判定する根拠・指標として「慰霊」を問題とする。これは、くんちの祭礼には直接関係しないが、上述のほかの三つの事例に当てはまるものである。岡は、全国戦没者追悼式の付随行事として日本遺族会が主催する「全国戦没者慰

霊ならびに遺家族慰安の催し」への厚生省の補助金支出に言及した上で、「戦没者（に限らず、すべての死者）の「慰霊」とは、人間の生と死を意義づける宗教的行為であり、明らかに「神道用語」である。キリスト教にも仏教にも、もともと生者が死者の霊を慰めるといふ教義は存在しない。政府が国民に対して「霊の存在を信じなさい」「その霊を慰めなさい」と命じ、そのような宗教的価値観によって国民の精神を統合することは、個人の尊厳を重んずる近代国家の政治形態とはほど遠い」と述べる〔岡 一九八三・二八〕。

この引用部における岡の議論の枠組みは、慰霊は神道という特定宗教のものであり、それへの政府や地方自治体行政の関与は、①のレベルにおける憲法に規定された政教分離に反し、その結果、②のレベルにおける市民の信教の自由を抑圧する結果になるといふことであろう。したがって、市議会におけるくんち以外の政教分離問題への追及にみられるように、岡にとつて概念あるいは名称としての「慰霊」の有無は、行政の公金支出の宗教性を判断する上で、決定的な重要性を示すものであったといえる。彼は、先に述べた長崎市殉国慰霊奉賛会の慰霊祭への補助金交付に関連して「この儀式に対して公金を支出するならば、神道用語による「慰霊」祭とせず、追悼式として無宗教形式にするべきである」と述べている〔岡 同・三〇〕。ただし、次節で詳しく論じるようにこのような「慰霊」に対する徹底的な姿勢は、長崎忠魂碑訴訟においては維持されていない。

(二) 訴訟における戦死者と原爆死者への岡の態度

そもそも長崎市の補助金は、「忠魂碑」などの戦死者を慰霊するためのもの（以下、戦死者碑）と原爆で亡くなったものを慰霊するもの（以下、原爆碑）の双方を交付の対象としていた。^③訴訟の争点となった補助金の

交付についての説明を記した長崎市戦没者慰霊碑等維持管理費補助金交付要綱第一条によれば、「市長が定める戦没者慰霊碑等は、市内に所在する戦争及び原子爆弾による犠牲者の慰霊碑等に限り」となっているが、ここでは特に両者の性格の違いを認めてはいない。それに対し岡は「忠魂碑」などの戦前・戦中の軍国主義や超国家主義と関係があると目されている戦死者碑のみを交付対象の中から拾い出し、限定的に訴訟の対象としているのであった。岡の主張によれば、忠魂碑は、戦死者の霊を慰め、かつ戦争のために死んだという生前の事績を顕彰するために建てられたものである。「忠」とは天皇、国家に対して忠義を尽くして死ぬことを意味し、したがって、市民が空襲によって死亡しても「忠魂」とはいわれず、忠魂碑はあくまで「戦死者」だけを対象としたものであるという。起訴の背景にはこの戦死者碑、特に忠魂碑に込められた差別性への批判が存在したのであった。したがって、岡の追悼の姿勢は、「戦争による犠牲者を等しく追悼する」というのであれば、軍人だけを英霊とみるのではなく、従軍看護婦も、戦地病死者も、動員学徒も、空襲によって死亡した市民も共に同じ碑で追悼すべきものである」という平等主義的なものであったのである。その結果、慰霊の対象の中に階級的・身分的差異を内包する忠魂碑を批判し、基本的にすべての原爆死者を対象とするであろう原爆碑をその批判の枠の外に置いたのだと思われる。

しかし、原爆碑は、戦前の国家的慰霊システムとはまったく無縁の存在なのであろうか。そこで補助金の対象となった戦死者碑・原爆碑双方についてももう少し細かく見ておく必要がある。

訴訟の直接の対象となった一四か所の戦死者碑について、岡らは先に「忠魂碑はあくまで「戦死者」だけを対象としたものである」と述べていたが、実際のところそれは原則に過ぎず、実態としてはいくつかの例外が

存在している。たとえば、矢上神社境内の「殉国慰霊塔」は、本来、一九三四（昭和九）年に旧矢上村在郷軍人会によって「忠魂碑」として建立されたものの碑文を彫り直し、原爆で死没した学徒報国隊も慰霊対象としたものである。また、一九一七（大正六）年に建立され、一九六九年に再建された浦上天主公園の「忠魂碑」も、戦死者に加え、原爆死者も慰霊の対象としている。これらの忠魂碑は、原爆被災を受けて部分的に性格を変え、慰霊対象が広がったものであるといえよう。浦上天主公園の忠魂碑については、岡ら原告の主張でも、「原爆による死亡者（学徒動員、挺身隊の死者を含め）」を対象としていることを確認しているにもかかわらず、批判が先走り「戦死者」だけを対象としたものである」として、忠魂碑一般の性格を強調しすぎている。そのため、裁判所側の対応において、「慰霊対象には、戦没者のほか、原爆による死亡者を含んでおり、原告が主張するように、現在においても国家神道や軍国主義とのかかわりのある施設とみなすことができない〔傍点―引用者〕」と、原爆死者を、ひとつの（免罪の）指標とした戦死者碑の宗教性判定の指標とする態度を引き出す結果となっている。

他方で、原爆碑そのものについて見ると、長崎平和の折鶴会が建立した「平和を祈る子」像など、戦死者碑との関連がまったくかがわれないものも存在するが、原告がいわゆる「忠魂碑」として挙げた一四か所の戦死者碑と性格を共有するものも存在している。たとえば、唐八景公園の「原爆慰霊碑」は被爆して亡くなった、長崎市民と西部八〇六四部隊第八中隊の被爆した戦没者のための碑であり、金比羅砲台跡の「原爆戦死者之慰霊碑」の方は、第四中隊の「被爆戦没者」のみを対象とした碑である。このような「被爆戦没者」の碑は、岡の行おうとした批判の射程に入るはずのものであるが、彼はこれを問うていない。また、旧長崎医科大学の慰

霊碑を維持管理する「長崎医科大学原爆犠牲学徒遺族会」は、慰霊対象の靖国神社祭祀運動を展開してそれを果たしている〔西村 二〇〇三〕。

岡は、慰霊は神道用語であり、そのような宗教的活動そのものやそれにかかわる組織・施設に対する公金の支出は憲法違反であるとしていた。この岡の原則からいけば、仮にそれが原爆碑ではあっても「慰霊」と名のつくものは、戦死者碑と同じく訴訟の対象になつたはずである。市の補助金は二五基の原爆碑も対象としていたが、そのうち八基の碑の名称には「慰霊」という語が含まれていたのである。⁽⁴⁾

岡正治は、戦死者碑と原爆碑（あるいは戦災死者碑）をはっきり分けられるものとみなし、その単純な二分法によって、それぞれのカテゴリー内の同質性を強調しすぎていたようである。それは、戦前から持続する国家神道的性格や天皇制そのものに対する、対決の姿勢を貫くためのリゴリズム（厳格主義）だったのかもしれないが、むしろそれによって、彼がこの訴訟において提起したかった問題のひとつは横滑りしてしまったのではないかと思われる。すなわち、忠魂碑等の戦死者碑の宗教性やそれへの公金支出といった問題の具体相の背後にある、戦争死者への国家（行政）の態度の問題である。

岡は一審・二審ともにその判決の後に、「慰霊祭という宗教行事は個人にまかせて自治体がかかわるべきではない。自治体のなすべきことは戦死者遺家族への国家の手厚い金銭的援助措置と、その関連問題のみである」という同趣旨の意見を繰り返している〔岡まさはる追悼集刊行委員会編 一九九五・六七・六九〕。岡は、国家による（生存者も死者も含めた）戦争犠牲者への援護そのものは必要であると考えていた。それは、朝鮮人被爆者の問題への取り組みや、遺骨収集事業に示した理解からうかがえよう。彼がこの訴訟において批判した

かった問題のひとつとは、国家や行政の権限を超えた個人の権利の領域への介入だったのであり、訴訟の提起に際して彼の動機にあったものは、すべての国民に対して天皇崇拜や神社祭祀を強要する、戦前の国家神道的な動きの復活に対する憂慮であったのだろう。

しかし、それが法廷の場に持ち込まれることにより、争点は憲法の政教分離規定に則した戦死者碑や遺族会等の宗教性の有無に絞られてしまう。そこで判断の指標とされる「宗教」概念そのものが、明治以降の日本が近代化を進める過程において、一方で天皇を中心とした国家体制の確立を求め、他方で文明化をすすめることで西洋諸国とのあいだにある外交上の不平等性を解消することをめざすなかで、特にキリスト教解禁の問題への対処において登場してきたものであった。そして、一八八九（明治二二）年の大日本帝国憲法の制定で、宗教は個人の内面にかかわる信（ビリーフ）の領域の問題として規定され、すべての国民は宗教を超えたもの（非宗教）としての神社祭祀という外面的な行（プラクティス）や道徳に従うべきものとされていったのである。「関 一九九七」「磯前 二〇〇二」「二〇〇三」。すなわち、国家神道と信教の自由で保障されるべき個々人の宗教の領域は別次元のものとされる二重構造となっていたのである。「島藺 二〇〇一」。

したがって、このような来歴をもった「宗教」概念を用いて法廷で争うことは、当初より困難を抱え込んでいたのである。「宗教」としての神社神道と、国家神道が解体したと想定されている戦後における戦死者碑前の実践が「習俗」としてとらえられる状況とははざままで、岡の国家神道復活の機運への批判は、的確に照準を合わせることができなかつたのだといえよう。

四 おわりに―岡正治が遺した課題

本稿では、岡正治の朝鮮人原爆死者への態度と、長崎忠魂碑訴訟へのとり組みを中心に見てきた。岡の七五年の人生は、二十世紀の日本社会が抱えた問題構造の側面をドラマタイズしているように思われる。彼の前半生では、青年期に十五年戦争を体験し、キリスト教（プロテスタント）のフィルタを通して、戦争を遂行する国家権力（天皇制）への怒りと、それに加担した自らの責任への自覚を形成していった。そして、敗戦から戦後五〇年を目前に亡くなった後半生では、自らの責任に対する応答をこころみ、国家に対峙した活動に従事したのであった。

そのような彼の人生ドラマのなかで、天皇制国家には重要な役回りが与えられており、また自らの責任を果たすべき隣人としての朝鮮人被爆者の存在も大きい。しかし、その中であって、たしかに登場しながらどのような配役であるのかが分かりにくい人々もいる。それは、彼が公金支出の批判の対象とした忠魂碑などの戦死者碑を守る、遺族たちの存在である。

彼は天皇制と対峙するなかで、キリスト教へ改宗し、さらには牧師の道を歩んだ。それによって、彼は、日本の国内では数の上からはマイノリティではあっても、キリスト教という強力な宗教言説に基づいて、国家を相対化し対抗した。しかし、その対抗関係においては、国家がその相手とはなりえても、国家に抗弁するほどの言説をもち得ない人々や、彼／彼女らにとつて戦死者慰霊が果たす意味については、国家による慰霊への批判の陰に消えて、見えなくなってしまうのであった。

ただし、そのような陰の存在に対する彼の考え方をうかがわせる事例もある。第一審の第一回公判において、被告の代理人弁護士が提出した答弁書に記載された「被告の主張」の中に、「忠魂の忠は天皇への忠義ではなく、「忠犬（ハチ公）」の忠と同様に、単なる誠実を示すにすぎない」という箇所があった。岡はこれに対して、「戦没者遺族が立腹することは必至であろう。裁判の進行について、傍聴席の遺族たちはめをまわすであろう。」とコメントしている〔岡 一九八三・四〇〕。

ここで岡は何を言わんとしているのだろうか？ 遺族会に所属する戦死者の遺族はすべて「英霊教」徒であるとなし、その教義に従えば本来国家によって戦死の意義を十分称揚されるはずの存在が、過小に評価されてしまっているということを、敵ながら哀れと感じているのだろうか。遺族たちは、岡の批判する国家や地方行政組織と一枚岩のものとしてとらえられているのだろうか。

はつきりとした言及はないので、推測するしかないが、彼自身、恭順と反省を繰り返しながら、かつて「天皇制を生きた」人間として、そこまで割り切った見方をしていたわけではないのではないかと考える。

岡は、控訴審判決後の記者会見で、「昔は拝んでいたが、いまは拝んでいないとだれが判断するのか。遺族は碑を拝んでいると証言している」と述べたという〔岡まさはる追悼集刊行委員会編 一九九五・一一〕。遺族にとっての戦死者慰霊は、必ずしも国家や行政の論理にばかり基づくものではなかったであろう。また、岡が批判の対象としたのは、国家的慰霊システムに基づく階級・身分に基づく差別性をもった「慰霊」であったことは、すでに確認したとおりである。したがって、むしろ岡が考えていたのは、民間によっておこなわれる戦死者慰霊に対して、国家や行政の論理が介入することへの懸念であったのではないだろうか。

結局、法廷では彼の主張は認められることはなかった。しかし、われわれは彼が遺した課題を法廷レベルにおいてすでに決着がついた問題としてのみとらえるべきではないだろう。むしろ本稿で試みたような、戦争死者への態度の問題としてとらえかえすことよって、より生産的な議論の可能性を開いていけるのではないかと思う。

参考文献

阿部美哉 一九八九、「忠魂碑は宗教施設か―箕面忠魂碑訴訟鑑定書より」、『政教分離―日本とアメリカにみる宗教の政治性』、サイマル出版会

磯前順一 二〇〇二、「近代における「宗教」概念の形成過程」、『岩波講座 近代日本の文化史3 近代知の成立』、小森陽一他編、岩波書店（のちに、磯前『近代日本の宗教言説とその系譜―宗教・国家・神道』（二〇〇三、岩波書店）に再録）

岡 正治 一九七五、『道ひとすじに』、『道ひとすじに』刊行委員会

一九八一（一九七九）、「ああ、朝鮮人被爆者―長崎原爆朝鮮人犠牲者追悼碑建立経過」、『大村収容所と朝鮮人被爆者』、『大村収容所と朝鮮人被爆者』刊行委員会

一九八三、「長崎・忠魂碑を支える精神的風土」、『天皇制研究7』、JCA出版

一九八九、「（現代の課題）としての朝鮮人被爆者」、『朝鮮人被爆者―ナガサキからの証言』、長崎在日朝鮮人の人権を守る会編、社会評論社

岡まさはる追悼集刊行委員会編 一九九五、『追悼 岡正治 孤塁を守る戦い』、岡まさはる追悼集刊行委員会編

加藤典洋 一九九五・一九九七、「敗戦後論」『群像』一九九五年一月号、講談社（のちに、「敗戦後論」（一九九七、講談社）に再録）

島藺 進 二〇〇一、「国家神道と近代日本の宗教構造」、『宗教研究』三三二九号

関 一敏 一九九七、「比較宗教学事始め① 日本近代と宗教」、『春秋』三九三、春秋社

田中伸尚・田中宏・波田永実 一九九五、「遺族と戦後」、岩波新書

土屋英雄 一九九一、「遺族会に対する自治体の補助金交付―長崎忠魂碑訴訟」、『別冊ジュリスト』一〇九 宗教百選
〔二版〕、有斐閣

西村 明 二〇〇三、「死してなお動員中の学徒たち―被爆長崎医科大生の慰霊と靖国合祀」、『西日本宗教学雑誌』二五

野坂泰司 一九九〇、「戦没者慰霊碑等の維持管理に対する自治体の補助金交付―長崎忠魂碑訴訟第一審判決」、『ジュリスト・増刊 重要判例解説』、有斐閣

ユリスト・増刊 重要判例解説、有斐閣
『判例時報』一三四〇号、一九九〇、判例特報②「長崎忠魂碑訴訟第一審判決」（長崎地裁二、二、二〇〇）

平野 武 一九九二、「長崎忠魂碑訴訟における宗教性の判断」、『龍谷法学』二四卷三・四号、龍谷大学法学会

法政大学大原社会問題研究所編 一九五四、「在日朝鮮人の人権擁護運動」、『日本労働年鑑』第二七集一九五五年版

（第二部第四編第四章第七節）、法政大学大原社会問題研究所、バックナンバーデータベース(<http://ooharant.tamahosei.ac.jp/rn/27/rn1955-728.html>)

註

（一）本稿で用いる戦争死者という語は、筆者による創作概念であり、軍人・軍属など戦闘により亡くなった広い意味での戦死者（戦病死者も含む）に加え、空襲・沖縄戦・原爆等により亡くなった非戦闘員である戦災死者を

含めた、戦争により亡くなった死者全般を指すものである。

- (2) 岡は戦死者の慰霊祭をおこなっている長崎市殉国慰霊奉賛会に対する市の補助金支出の問題を指摘する際に次のように述べている。「戦没者の中には、神社神道、教派神道、仏教、キリスト教、その他諸宗教の信者、また無宗教の者もいることは何人も認めるところであるのに、この事実を無視して、一律に神社神道、あるいは仏教の宗教儀礼を、これら戦没者に強要することは、死者に対する冒瀆であり、死者の人権の無視でもある。」
- 〔岡 一九八三・三〇〕

- (3) 長崎市戦没者慰霊碑等維持管理費補助金の対象となる慰霊碑等は、一四か所一六基の戦死者碑のほかに、二五基の原爆碑が含まれていた。

- (4) 「慰霊」の語を含む原爆碑（維持管理者・所在地）は以下のとおりである。「慰霊碑」（江平自治会・江平町公民館横）、「原爆慰霊碑」（長崎大学教育学部長・長崎大学教育学部正門横）、「慰霊碑」（旧長崎医科大学原爆犠牲者遺族会・長崎大学クビロガ丘）、「慰霊碑」（西浦上小学校育友会・西浦上小学校）、「原爆殉難者慰霊の碑」（長崎信愛幼稚園・赤木墓地）、「原爆戦死者之慰霊碑」（金比羅戦友会・金比羅山砲台跡）、「原爆慰霊碑」（唐八景戦友会・唐八景山頂）、「原爆犠牲者之慰霊塔」（長崎郷土親興会・緑町墓地内）

（にしむら・あきら 鹿児島大学法文学部助教授）

Between the Two Sorts of Dead: Mourning and Consolation of Souls in the Case of OKA Masaharu

Akira Nishimura

This paper deals the practical attitude of OKA Masaharu(1918-1994), a pastor of Japan Evangelical Lutheran Church and an ex-member of the Nagasaki City Council, toward two kinds of war dead: Korean atomic bomb dead and Japanese fallen soldiers. He took an active part in keeping the remains of Korean atomic bomb dead and building the memorial for them in the Hypocenter Park in Nagasaki, while he accused the municipal government's involvement with the monuments for Japanese fallen soldiers (CHUKONHI).

I try to situate these two efforts of him within his life history. He had been keeping his basic stance to pursuit responsibilities of Japanese power including Emperor for the conduct of the war since his boyhood. And besides he had been getting to blame himself as a Japanese national for other Asians, especially Korean after his conversion. So his two efforts derived from this same 'responsibility'.

However his style of taking responsibility for Korean Dead had its own characteristics. In front of the unknown remains he felt weird or frightening atmosphere and heard the voice of dead. So here we can recognize proto-morality at the level of pathos and emotions in realizing his responsibility.

In the case concerning CHUKONHI, he questioned the municipal government's involvement with the monuments and the fashion of dealing with memorial service as "consoling souls", which he took as Shintoistic one. However his attitude for this problem lacks consistency since he set aside the consolation of atomic bomb dead souls in this case. But thereby we can understand that his aim for this case is in fact an alarm to the intervention of state in private sphere of individual mourning.

We can see OKA's life as a mirror that reflects the movements of Japanese society concerning the relation of living and war dead.